

資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	項 目	内 容 等
平成 27 年 8 月 28 日	第 1 回検討委員会	・ 第 2 期 教育振興基本計画について ・ 教育プラン策定の方向性について
平成 27 年 10 月 27 日	第 2 回検討委員会	・ 基本理念・基本方針について ・ 教育プランにおける取組項目について
平成 27 年 11 月 18 日	定例教育委員会 (平成 27 年第 22 回)	・ 教育プランの策定状況について
平成 27 年 12 月 1 日	第 3 回検討委員会	・ 教育プラン素案について
平成 27 年 12 月 15 日	定例市議会 文教厚生常任委員会	・ 教育プランの策定状況について
平成 27 年 12 月 16 日 ～平成 28 年 1 月 15 日	意見公募手続 (パブリックコメント)	・ 教育プラン素案に対する意見募集
平成 28 年 2 月 5 日	定例教育委員会 (平成 28 年第 3 回)	・ 教育プラン意見公募結果について
平成 28 年 2 月 18 日	第 4 回検討委員会	・ 教育プラン最終案について
平成 28 年 3 月 2 日	定例教育委員会 (平成 28 年第 5 回)	・ 教育プランの策定
平成 28 年 3 月 7 日	定例市議会 文教厚生常任委員会	・ 計画策定の報告

2 明石市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、その基本的事項や内容等について検討するため、明石市教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 基本計画の案の作成に関すること。
- (2) 基本計画の策定に係る調整に関すること。
- (3) 基本計画の策定に係る基礎資料の作成及び調査・研究に関すること。

(4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、学校関係者、保育関係者、地域関係者、保護者代表、公募市民をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画の策定に係る審議が終了するまでとする。

(委員長の職務等)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、検討委員会の会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に会議への出席を要請し、意見若しくは説明、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、明石市教育委員会事務局総務課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月12日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定に関わらず、教育長が招集する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月24日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定に関わらず、教育長が招集する。

3 明石市教育振興基本計画検討委員会委員名簿

	氏 名	役 職
委員長	廣 岡 徹	兵庫教育大学教職大学院 非常勤講師
副委員長	大 前 裕 紀	市立江井島中学校長
委 員	大 野 裕 己	兵庫教育大学大学院 准教授
委 員	山 地 万寿美	市立谷八木幼稚園長
委 員	寺 田 嗣 也	市立二見小学校長
委 員	伊 藤 雅 弘	市立明石商業高等学校長
委 員	稲 元 眞理子	わかば保育園長
委 員	藤 本 庸 文	王子校区連合自治会会長
委 員	渡 千鶴子	市立谷八木小学校 P T A 会長
委 員	河 田 久 美	公募市民
委 員	滝 川 由 里	公募市民

4 計画策定過程への市民参画状況

意見公募手続（パブリックコメント）

実施期間 平成 27 年 12 月 16 日（水）～平成 28 年 1 月 15 日（金）

意見の提出状況 件数 9

意見数 25

5 用語解説

【あ行】

明石市第 5 次長期総合計画	P1	明石市のすべての行政計画の最上位に位置付けられた 10 年間のまちづくりの指針となる計画。平成 23 年 3 月策定。
明石市生涯学習ビジョン	P2	明石市第 5 次長期総合計画における個別計画のひとつ。生涯学習分野の基本方針となる計画。平成 21 年 10 月策定。
明石市スポーツ振興計画	P2	明石市第 5 次長期総合計画における個別計画のひとつ。スポーツ推進施策に関する総合的かつ基本的な計画。平成 23 年 2 月策定。

明石市第2次子どもの読書活動推進計画	P5	明石市における子どもの読書活動推進にあたっての基本方針を示す計画で、子どもが読書習慣を身に付け、本に親しむための取組方策を示している。
インクルーシブ教育システム	P6	障害者とその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に学ぶ仕組み。
オープンスクール	P7	保護者だけでなく地域住民等にも、授業や行事等、学校の教育活動を公開している。
おれんじキャップ	P7	子どもの見守り活動を行っている方々が着用する帽子。見守り活動を行っていることを一目で認知できるとともに、不審者等の犯罪の抑止効果も兼ねる。
明石市青少年補導委員	P7	街頭補導や環境浄化活動等を通して、青少年の健全育成・非行防止に努めていただくべく、明石市より委嘱を受けている。
あかし市民図書館	P7	明石駅前再開発ビル内に移転される予定の明石市立図書館。
明石城武家屋敷跡等発掘調査	P8	江戸時代の武家屋敷跡等にて行われた発掘調査。これまでの武家屋敷跡の発掘調査において、当時の武家の暮らしぶりがわかる数多くの遺構や遺物が見つかっている。
SNS（ソーシャルネットワークサービス）	P10	Facebook、LINEなど、インターネット上での交流を通して、社会的ネットワークを構築するサービス。
あかし若手教師塾	P19	臨時講師等も含めた若手教員の資質・指導力向上を目指した勤務時間外の自主研修。
園庭開放	P20	地域における子育てを支援するため、日や時間帯を設け園庭を開放すること。
明石学講座	P21	明石商業高等学校のホームルーム活動において、歴史、産業、特産品、暮らしについて理解を深める学習を行い、ふるさと意識の醸成を図る活動。

【か行】

校区 UNIT 会議	P4	子どもたちの学びと育ちをスムーズに連続させ、「生きる力」を育むことを目的に、幼稚園（就学前）、小・中学校、特別支援学校と校種を超え、共通した視点で子どもたちを見守り、育てるため、各中学校区ごとに設置された会議。各校区の実態に応じ、情報交換や共同研究、共同研修などの特色ある教育活動を推進している。
校区 UNIT 活用研究校区	P4	校区 UNIT を活用して「学び」と「育ち」の接続を図り、校種間連携の在り方について研究を深め、実践発表を行う。市教育委員会が研究校区として指定し、平成 27 年度は二見中学校区がこれまでの取組について研究発表を実施し、他校区に発信した。
環境体験事業	P4	全公立小学校 3 年生を対象とした兵庫県教育委員会の施策で、自然に対する畏敬の念、命の大切さ、命のつながり等を実感させるとともに、美しさに感動する豊かな心を育む体験型環境学習を実施している。
ことばの力	P5	思考力・判断力・表現力等を育むために、その基盤となる言語に関する能力。
学校図書館図書標準	P5	公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省が平成 5 年 3 月に定めたもの。
介助員	P6	幼稚園の通常学級、小・中学校の特別支援学級に在籍し、支援を要する幼児児童生徒に対して、教育効果の向上及び安全確保の目的の下、適切な援助を行うために配置している。
家庭児童相談室	P6	子育て支援の一環として、子どもや家庭についての相談に応じるため、子育て支援課内に設置された相談室。
学校応援ボランティア	P7	学校の支援を行うため、教育委員会に登録しているボランティア。
こども 110 番の家	P7	子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、いざという時に駆け込める家や店舗。

子ども安全の日運動	P7	地域社会全体で子どもを守り育てる取組を推進していくため、毎月15日を子どもの安全を積極的に考え行動する日として設定している。
学習投影	P7	プラネタリウムの投影を子どもたちの学習用の内容にしたもの。
くらしのうつりかわり展	P7	小学校3・4年生の社会科学習の一環となっている昭和のくらしをテーマにした展覧会。
心の教育	P15	子どもたちに命や人権を尊重し、共に生きる心や、豊かな人間性や感性、道徳性等を養うための教育。
教育相談員	P17	子どもの悩みや不安についての相談等に応じるための相談員。教員OBなどが務めている。
合理的配慮	P18	障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。
公開保育	P19	他の学校園等の教職員に保育を公開することを通して、研究保育内容について情報を提供したり共有化したりする機会を設けること。
子育て支援センター	P19	地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的として、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うための子育て支援拠点施設。
環境浄化活動	P20	兵庫県青少年愛護条例の趣旨を踏まえ、地域の諸団体の協力のもとに、地域環境の点検に努め、青少年に有害な環境を除去し健全な環境の維持に努める活動。
ゲストティーチャー	P22	指導者として特別に学校に招いた一般の人々。
コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)	P22	保護者、地域住民等を委員とする学校運営協議会を設置した学校を指し、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民の皆さんが参画できるしくみ。

【さ行】

自然学校推進事業	P4	全公立小学校5年生を対象とした兵庫県教育委員会の施策で、豊かな自然の中で、人とのふれあい、地域社会への理解を深めるなど、様々な活動に取り組むことを通して、心身ともに調和のとれた児童の育成を図っている。
スクールカウンセラー	P6	学校において心の相談に応じる専門家。
生徒指導相談員	P6	生徒指導に係る教育活動の補助を行うため、学校に配置している。
ストップ不登校あかし	P6	小・中・特別支援学校において不登校を未然に防ぐための明石市の早期対応システム。
児童健全育成支援システム (こどもすこやかネット)	P6	地域、関係機関及び関係団体が一体となって、子どもに対する虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止に向けた施策を総合的に推進するために設置された制度。
支援事例対応チーム	P6	個々の事案に対応し、子どもの健全な育成を図るため、指導主事、臨床心理士、社会福祉士、教員OB、弁護士等で適宜編成された組織。
スクールガード	P7	地域の方々のご理解とご協力によって全小学校区で組織されているボランティア。子どもの登下校時の見守り、あいさつ運動、校内の巡回等を行っている。
サイバー空間	P7	コンピューターネットワークなどの電子メディアの中に成立する仮想空間。
少年自然の家	P7	仲間の集団宿泊生活や野外活動を通して、子どもたちの健康で豊かな人間性を育てる場として設立された施設。
スポーツクラブ 21	P8	地域住民が気軽にスポーツや文化活動を楽しみ、交流を深める場所として、小学校区ごとに設置された住民の自己運営によるクラブ。
新版小学校社会科副読本 「わたしたちの明石」	P8	小学校3・4年生の子どもが自分たちの住んでいる身近な地域や明石市について学び、理解を深めるための副読本。
健やかな体	P13	たくましく生きるための健康や体力を指す。

数学・英語応援団	P15	教員 OB や地域住民など指導ボランティアの協力を得て、学力（数学・英語）の確かな定着を図るため、中学生の希望者を対象として放課後に開催する補充教室。
地場産物	P17	居住地域で生産・収穫・水揚された食材。本市においては兵庫県内で生産等された食材を想定している。
専門指導員	P18	特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、学習指導等の充実を図るため、学校を巡回する者。非常勤講師などが務めている。
スクールソーシャルワーカー	P20	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、子どもたちの置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う有資格者。

【た行】

確かな学力	P4	基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力。
地域に学ぶトライやる・ウィーク	P4	全公立中学校・中等教育学校・特別支援学校中学部2年生を対象とした兵庫県教育委員会の施策で、思春期にある中学生に、時間的、空間的なゆとりを確保し、生徒の主体性を尊重した地域や自然の中での様々な社会体験活動を通して、「生きる力」の養成を図っている。
特別支援教育指導員	P6	小・中学校の通常学級に在籍し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、学習指導等の充実を図るため、学校に配置している。

適応教室	P6	不登校の子どもの相談・指導を行い、学校生活への復帰を援助・支援するため、設置された教室。
多文化共生ボランティア	P6	外国人の子どもたちの学校生活を支援するボランティア。
地区青少年愛護協議会	P7	中学校区ごとに、地域、家庭、学校が連携し、青少年の健全育成や非行防止について協議し、活動をしている団体。
たなばたアワー	P7	幼児対象のプラネタリウムの投影。
中学校区クラブ振興会	P8	各中学校に設置され、子どもたちのクラブ活動の充実を図るために事業実施を行う団体。
通級指導	P18	小・中学校の通常学級に在籍する比較的軽度の障害をもった児童生徒に対して、各教科等は通常学級で指導を受けながら、障害に基づく種々の困難を改善・克服するための特別な指導を通級指導教室などの特別な指導の場で受ける教育の形態。
多文化共生サポーター派遣事業	P22	兵庫県教育委員会の施策で、教員と子どもたち及び保護者とのコミュニケーションの円滑化を促すとともに、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期対応を促進するため、日本語指導が必要な外国人の子どもたちが在籍する公立学校に派遣している。

【な行】

日本語指導協力者	P6	日本語の理解が不十分な外国人の子どもたちに対し、学校生活に適応できるよう、日本語の指導等を行っている。
----------	----	---

【は行】

ブックリスト（推薦図書リスト）	P5	教職員や保育士が年代ごとに子どもたちに薦めたり、読んでほしい本をまとめた目録。
Hi, friends!	P5	平成24年4月より、全国の小学校に文部科学省著作物として配布された小学校外国語活動用のテキスト。

- | | | |
|-------------|-----|--|
| 放課後子ども教室 | P7 | 子どもたちに、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動などの居場所を提供している。 |
| 放課後児童クラブ | P7 | 保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象として、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、各小学校に設置している。 |
| 発掘された明石の歴史展 | P8 | 明石市内の発掘調査によって出土した資料を中心に取り上げ、そこから明らかにされた先人たちのくらしぶりを広く知ってもらう機会として開催している展覧会。 |
| 兵庫版 道徳教育副読本 | P15 | 道徳教育の充実を図るため、兵庫県教育委員会が作成した副読本で、家庭においても活用できるよう個人配布されている。小学校1・2年用「こころはばたく」、3・4年用「心きらめく」、5・6年用「心ときめく」、中学生用「心かがやく」がある。 |
| 保育実践研究 | P19 | 各園において、教職員が力量を高めることを目的として保育を行うとともに、その保育を見学し、保育について協議すること。 |
| 防災教育副読本 | P21 | 阪神・淡路大震災を経験した子どもたちの作文や東日本大震災の様子等を掲載し、災害の脅威を語り継ぐとともに、想定外の災害においても子どもたちが主体的に行動できる力を養うことを目的とした兵庫県の防災教育教材。 |

【ま行】

- | | | |
|--------------|----|--|
| みなくる（子ども図書館） | P7 | 子育て支援の一環として、子どもと保護者がゆっくりとしたひとときを過ごしたり、子育て中の保護者が気軽に集い、語り、交流する場として、また、子どもの身近に本のある環境づくりとして、平成20年11月にオープンした子ども図書館。 |
|--------------|----|--|

【や行】

- | | | |
|------------|-----|--|
| 幼保共通カリキュラム | P4 | 幼稚園・保育所（園）・こども園の枠組みを超え、就学前教育・保育のさらなる充実を目指すため、0歳から就学までの子どもの教育・保育方針を一体的に示したもの。 |
| 豊かな心 | P13 | 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などを指す。 |

【ら行】

- | | | |
|---------|----|-----------------------|
| ライフステージ | P5 | 人間の一生における年齢や成長に応じた段階。 |
|---------|----|-----------------------|

【わ行】

- | | | |
|--------------|-----|---|
| わくわくオーケストラ教室 | P4 | 全公立中学校・中等教育学校・特別支援学校中学部1年生を対象とした兵庫県教育委員会の施策で、音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操や感性を身に付けるため、県立芸術文化センターにおいて同センター管弦楽団による鑑賞講演を実施している。 |
| わんわんパトロール | P7 | 犬の散歩時間帯が子どもたちの登下校の時間帯と重なることから、愛犬と地域を散歩している飼い主の方に協力してもらっている、子どもの登下校時や下校後の見守り活動。 |
| わくわく地域未来塾 | P15 | 地域の教育力を活用し、家庭での学習が困難な児童や学習習慣が十分身に付いていない児童の学習を支援し、学習意欲や学力の向上を図るため、小学生の希望者を対象として土曜日等に開催する学習教室。 |

※各用語解説は平成28年3月時点の内容です。